

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島のおいしいブランドイメージの確立に向けて、瀬戸内さかなの魅力向上を図るため、瀬戸内さかなを使ったこだわりの料理とストーリーを提供する飲食店を獲得し、瀬戸内さかなの認知と評価を高める企画や情報発信等を通じて、瀬戸内さかなの消費拡大につなげ、漁業経営の収益性向上を図ることで、持続的な沿岸漁業の構築を目指す。

(2) 業務内容

別紙「令和8年度瀬戸内さかなブランド化推進業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年4月10日（金） 午後5時

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出ること。

① 参加申出場所

広島県農林水産局水産課

② 参加申出期限

令和8年4月8日（水） 午後5時

③ 説明会開催日

令和8年4月9日（木） 午後2時

④ 説明会開催場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県庁本館4階広島海区漁業調整委員会委員室およびWEB（ZOOM）

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年4月10日（金） 午後5時

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和8年4月14日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県農林水産局水産課

② 提案書提出期限

令和8年4月20日（月） 午後5時

③ その他

(ア) 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げ場合は、速やかに「取り下げ願い書」を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。また、「取り下げ願い書」の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(ウ) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(6) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県庁本館4階広島海区漁業調整委員会委員室およびWEB（ZOOM）

② 実施日時 令和8年4月22日（水）午後1時30分

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

(イ) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

(ウ) 電子データの保存等に関する申出書

(エ) 会社概要説明書

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局水産課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年4月27日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年4月30日（水）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 令和 8 年度瀬戸内さかなブランド化推進業務委託仕様書

(3) 業務委託契約書（案）

(4) 令和 8 年度瀬戸内さかなブランド化推進業務 企画提案書等作成要領

(5) 令和 8 年度瀬戸内さかなブランド化推進業務評価基準

(6) 様式類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
- ② 仕様書等に対する質問書（様式 2）
- ③ 会社概要説明書（様式 3）
- ④ 取り下げ願い書（様式 4）
- ⑤ 電子データの保存等に関する申出書（様式 5）

【問い合わせ先】

広島県農林水産局水産課 担当 資源管理 G

電話 082-513-3611（ダイヤルイン）